

◎議 事 日 程（第5号）

平成22年9月22日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 特別委員長報告
- 日程第3 議案第57号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第5 発議第2号 愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第43号 愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第44号 愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第45号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第9 議案第46号 愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第47号 愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第48号 愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第49号 愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第50号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第51号 市道路線の廃止について
- 日程第15 議案第52号 市道路線の認定について
- 日程第16 議案第53号 平成22年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第54号 平成22年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第55号 平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第56号 平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 認定第1号 平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第2号 平成21年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第3号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第4号 平成21年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第5号 平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第6号 平成21年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第7号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第8号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第28 認定第9号 平成21年度愛西市水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 請願第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願について
- 日程第30 陳情第9号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情について
- 日程第31 陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第32 陳情第14号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第33 特別委員会の閉会中の継続調査について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33までの各事件

- 追加日程第1 意見書案第3号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書について
- 追加日程第2 意見書案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第3 意見書案第5号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第4 委員会付託の省略について
- 追加日程第5 意見書案第3号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書について
- 追加日程第6 意見書案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第7 意見書案第5号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

◎出席議員（24名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	6番	永井 千年 君
7番	石崎 たか子 君	8番	竹村 仁司 君
9番	鷲野 聡明 君	10番	堀田 清 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	岩間 泰彦 君
13番	真野 和久 君	14番	加藤 敏彦 君
15番	日永 貴章 君	16番	榎本 雅夫 君
17番	加賀 博 君	18番	大島 功 君
19番	大宮 吉満 君	20番	八木 一 君
21番	山岡 幹雄 君	22番	前田 英美子 君
23番	近藤 健一 君	24番	中村 文子 君

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	伊 藤 忠 俊 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	飯 田 十 志 博 君	教 育 部 長	山 田 喜 久 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 善 巳 君	上 下 水 道 部 長	大 島 静 雄 君
市 民 生 活 部 長	篠 田 義 房 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	横 井 勤 君	監 査 委 員	河 原 操 君
予 防 課 長	三 輪 義 文 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	服 部 秀 三	議 事 課 長	伊 藤 浩 幹
書 記	田 尾 武 広		

---

午前10時00分 開議

○議長（大宮吉満君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第57号、議案第58号、発議第2号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、本日、御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（大宮吉満君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ審査いただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（鬼頭勝治君）

それでは、総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、9月14日午前10時から開催をし、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第45号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、今回の改正でどのような事例対象が予想されるのかの質問では、新たに父子家庭にも児童手当が支給されることになったため、父子家庭における受給調整を新たに規定されることになり、対象者は主に消防団員の女性団員が公務災害で亡くなった場合の父子家庭が該当しますという答弁でございました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（真野和久君）

それでは、文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、9月15日午後2時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、下村議員より修正案が提出されましたので、議案第43号の原案と修正案をあわせて議題とし、提出者の説明があり、その後、質疑に入りました。その中で、指定管理を社会福祉協議会にした場合、3年で専門教育を受けた職員が戻るとなると、後の専門教育を受けた職員は要るのかの質問では、指定事業を始めるに当たり専門知識を得るための研修を行っている。3年間に新しい職員の教育を行っていくという答弁でした。

原案の反対討論として、指定管理という制度はこの施設にはなじまないもので、修正案に至っている。第5条の指定管理者による管理全文を削除することで市が責任を持って施設を運営していくべきと主張して原案の修正を申し上げたいという御意見がありました。

修正案の反対討論として、指定管理に関する部分、第5条の削除ですが、これはできる規定であって、必ず指定管理者を導入するとは読み取れません。たとえ導入したとしても、既に佐織福祉作業所や立田福祉作業所等にて実績もあり、また行財政改革の一環として推進しているので、それを否定する修正案には反対との意見でした。

採決の結果、修正案は賛成少数で否決となり、原案の議案第43号を採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第47号：愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定について及び議案第48号：愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定については一括審査とし、災害時の危機管理体制はの質問では、事故、災害時においては、シルバー人材センターで対応マニュアルを作成しており、それに基づき対応するという答弁でした。

採決の結果、議案第47号及び議案第48号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第49号：愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定については、将来的に保護者の方が子供を見ていけなくなった場合、ケアホームが必要ではなかろうかと思いますがとの質問では、保護者の方が一番心配をしてみえるのは、自分たちが亡くなったときの子供さん方の状況だと思ってみえますし、自立支援法もそうですが、障害のある人も一般の人も地域とともに暮らすという方向で考えていきたいという答弁でした。

反対討論として、障害者福祉作業所については、指定管理にするよりは直営でした方が障害者のためにもなるし、将来も安心できる。この指定管理に賛成できないという御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第50号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定については、学校施設のかぎのあけ

締めについての質問では、業者がかぎのあけ締めをするという答弁でした。また、いろんな地域のばらばらの施設をまとめて指定管理している事実はあるのかの質問では、津島市では、錬成館、野球場、科学館、一宮市、大府市でも一括で行っているという答弁でした。また、指定管理したところで、けが等があった場合はどんな扱いかの質問では、市として公的建物の中での賠償保険に入っています。指定管理者は、管理者独自で保険に入る条件で募集をしたという答弁でした。

反対討論として、市の職員と民間の安い職員と入れかえて表向きは予算の削減になるのが指定管理の目的であり、全体として指定管理には無理がある。トータルとして愛西市のためになるだろうかと大きな疑問を持ちます。市の集中改革プランが、民間業者に仕事をつくれと財界の声にこたえて作成されたものであり、公の仕事を安い給与者と切りかえるものであり、賛成できないという御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第53号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、児童扶養手当システム修正委託料についての質問に対し、父子家庭への支給拡大に対するシステム修正費用で、この拡大は8月から実施され、広報等でアピールして9件の申請があり、年4回払いで12月に最初に支払う予定ですよという答弁でした。

採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第54号：平成22年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）については、償還金についての質問で、173万2,000円につきましては平成21年度の補助金の精算分です。その中身は、支払基金への返還金と国庫負担金の返還金、県の負担金の返還金等ですよという答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第55号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第56号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、臨時職員賃金で、介護認定調査員は何名ぐらいで、どういう方が職員につかれているのかの質問では、本年度4月現在で2名臨時職員ということで審査員の方をお願いしています。審査会にかける前段階でその方の状況を伺って調査会をしていく内容のもので、現在2名を、件数がふえたことで3名に増員をお願いしているという答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

請願第2号：子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願については、鷲野委員より継続審査の発言がありました。内容は、ワクチンを公費で接種することについては特に反対はしないが、その財源の根拠が明確ではありません。また、新聞報道でも厚生労働省は来年度予算の概要要求に子宮頸がん予防ワクチン助成に150億円を計上しました。このようなことから、今後、国・県の動向を見ながら慎重に審査していく必要があると思います。

以上の理由から、この請願については継続審査を希望しますと発言がありました。これにつ

きましては、全員異議がありませんでしたので、継続審査とすることに決定をいたしました。

陳情第9号：30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情については、賛成討論として、義務教育の国庫負担制度については、国の方が補助額をカットしてきているので、そういう面では補助額をふやしてもらいたいと。地方自治体側からしたら理にかなった陳情であり賛成という御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第13号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情については、採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第14号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情については、賛成討論として、私学は公立と比べて授業料が高いので拡充をしていく面が必要ですので賛成しますという御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で採択されました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら、意見書案を提出するという事のでその案文を御協議いただき、準備をさせていただいております。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（日永貴章君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、9月16日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第46号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、愛知県都市計画マスタープランの作成スケジュールは22年と言われているが、この決定告示はいつになるのかの質問につきまして、ことしの12月から告示ということで、ことしじゅうに手続は完了するという答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第51号：市道路線の廃止につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第52号：市道路線の認定につきましては、4メートル以下で特別な道路管理者が認める道路はあるのかの質問については、2118号線、3316号線、4204号線、8311号線、9344号線という答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第53号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第2号）につきましては、農林水産業費

の地域農業振興事業の土壌消毒機はどこでだれが使用するのかの質問につきまして、花卉生産農家が個人の農地で使用する。管理は愛知海部農協が購入し、北部営農センターにて保管する。そこから必要な10件の農家に貸し出しする予定とのことでした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

最初に総合斎苑建設調査特別委員会へ付託しました請願につきまして御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

総合斎苑建設調査特別委員長、報告をお願いいたします。

○総合斎苑建設調査特別委員長（加賀 博君）

総合斎苑建設調査特別委員会の結果を報告いたします。

総合斎苑建設調査特別委員会は、9月14日午後2時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第44号：愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定については、火葬料金を1万円にした理由についての質問では、最近できた他の施設を参考に、1万円前後のところが多いので1万円にしたという答弁でありました。

また、使用料の減免について、名古屋市では公費の扶助援助を受けている者とあるが、愛西市ではどうかの質問では、規則の中で、生活保護法の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく支援給付を受けている者と規定する予定ですとの答弁でありました。

また、市外の方が利用される場合とはの質問では、周辺自治体で災害が起きて火葬場が使えない場合や、また他市の斎場が大改修するような場合、愛西市民が従来からお世話になっているので、工事期間中とか限定的に許可しなくてはならないと思っているとの答弁でありました。

反対討論として、多くの市民は火葬場の建設は望んでいるので賛成である。ただし、炉の数が課題だという意見があり、このことも指摘しておきたい。市民の暮らしの福祉は削りながら、一方でセレモニーホールは民間に割って入ってまで建設したもので、既に建設中にもかかわらず、批判の声が聞かれる。ホールは二つも一度につくったことも常識外れである。したがって、

火葬場に関しては賛成であるが、セレモニーホール部分は反対であるという意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

ここで、私の先ほどの付託しました請願という発言をしました。これは議案でありましたので、まことにすみませんでした。訂正をさせていただきます。

ただいまの委員長報告に対する質疑があれば、どうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、認定第1号から認定第9号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告をお願いいたします。

#### ○決算特別委員長（八木 一君）

それでは、決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、9月17日午前10時から市役所委員会室において、正・副議長にも御出席をいただきまして開催をいたしました。当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、認定第1号：平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の総務委員会所管の関係につきましては、巡回バス運行管理委託料で、前年度に比べ21年度の利用者が減っている原因はの質問に対し、21年9月に見直し、平成21年度トータルで前年度に比べ8,000人ほど減員となっている。この要因は、佐屋地区で1万4,000人ぐらい減員になっていることがトータルで減った要因で、福原まで入っていくルートや老人福祉センターでの時間調整が悪いと聞いているので、今後見直していきたいという答弁でした。

次に、歳入の質問では、愛知県だけでなく全国の市町村の中で、また類似団体の中で愛西市の財政状況はどうなっているのか調査して示してほしいの質問では、類似団体との比較は、各年度、市町村財政比較分析表がホームページの方に載っている。その項目として、財政力、経常収支比率、人件費、物件費、定員管理など財政全般に関して全国市町村平均、また愛知県市町村平均、あるいは類似団体の中でどういう位置づけにあるのか、一覧にして分析を踏まえた結果も載せているという答弁でした。

次に、文教福委員会所管の関係につきましては、ちびっ子広場の借地料で、開きがある借地料の見直しはの質問では、平米単価で佐屋地区が500円、佐織地区が227円と単価が違っている。合併前からの契約に基づき、引き続きその単価でお借りしている。これは、財産審議会でも議論され、合併前の単価については、引き続きこの単価でお借りをする。新しくちびっ子広場を設置する場合、地元で無償で提供できる場所があれば設置していく。新たにこの金額で借りる考えはないという答弁でした。

次に、経済建設委員会所管の関係につきましては、愛西市の担い手の状況はの質問では、22年3月現在、市の認定農業者は173名で、今後、県の農業改良普及課の指導も受け認定農業者になっていただくよう働きかけていくという答弁でした。

反対討論として、全小学校区での学童保育が開始され、妊婦の無料健診の拡大、小・中学校の建物耐震補強工事、子供の通院医療費の無料が小学校6年生までの引き上げが決定されるなど評価できる点もある。しかし、21年度決算は賛成できない問題もあり、総合斎苑建設が強行され、新給食センターの建設に向けた準備の予算も執行され、直営であった福祉会館や老人福祉センターの指定管理を進め、福祉の直接責任を放棄する方向への大きな転換が行われようとしている。住民税、国保税、介護保険料等の減税制度の確立も実現できていないなど、住民の要望の多くが予算化されていないので反対という御意見がありました。

採決の結果、認定第1号は賛成多数で認定をされました。

認定第2号：平成21年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成で認定をされました。

認定第3号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、反対討論として、とても保険料を払えないという方がますますふえるばかりで、保険料の減免制度の充実、医療費の軽減についても21年度から何も適用されないという状況があり、このような国保会計の運用状況の中では賛成できないので反対という御意見がありました。

採決の結果、認定第3号は賛成多数で認定をされました。

認定第4号：平成21年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、全員賛成で認定をされました。

認定第5号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、反対討論がありましたが、採決の結果、認定第5号は賛成多数で認定をされました。

次に、認定第6号：平成21年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、反対討論として、病院から介護認定者が退院しても次に入所する施設を探すことができない状況で、また非常に高い金額になって、これ以上上げてはとても払い込めないという状況で、安心して介護を受けられる状況を一刻も早くつくっていく必要があり、引き続き低所得者に対する減免制度の充実を図っていかねばならない。現状のままの介護保険については賛成できないので反対という御意見がありました。

採決の結果、認定第6号は賛成多数で認定をされました。

認定第7号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、認定第7号は全員賛成で認定をされました。

認定第8号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、反対討論として、非常に長期にわたる事業となってくるので、合併浄化槽やコミュニティ・プラントなど、ほかの方法を積極的に活用するよう求めてきたが、ことしの4月から公共下水道の一部が供用開始され、高い金額のままでは大変大きな問題も残っている。こうした整備計画、全体的見直しを図っていく必要があり反対という御意見がありました。

採決の結果、認定第8号は賛成多数で認定をされました。

認定第9号：平成21年度愛西市水道事業合計決算の認定については、反対討論として、八開地区の料金の問題、少量使用者について、全く水を使ってない人も高い料金になっている。統一前に解決をしなければいけない問題であるが、一向に検討されていない現状の中では決算には賛成できなもので反対ということでした。

採決の結果、認定第9号は賛成多数で認定をされました。

以上報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第57号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・議案第57号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（横井 勤君）

議案第57号について御説明させていただきます。

議案第57号：愛西市手数料条例の一部改正について。

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、本条例を改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第15号：愛西市手数料条例の一部を改正する条例。

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

さらに2枚はねていただきまして、議案第57号の資料をごらんいただきたいと思います。

今回の改正であります、危険物の特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化によりまして、実費額に変動が生じておりますことから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正がなされ、平成22年9月8日に交付がありまして、屋外タンク等の設置許可手数料等の額をおおむね9%引き下げることとなりました。

資料、別表第1の設置許可手数料ですが、資料右側をごらんください。

対象となりますのは、貯蔵所の欄で上から3行目となります準特定屋外タンク貯蔵所からでありまして、準特定屋外タンク貯蔵所1基の金額が従来は58万円でありましたが、改正後は53万円となります。この準特定屋外タンク貯蔵所の貯蔵水路につきましては、500キロリットル以上1,000キロリットル未満であります。

以下、特定屋外タンク貯蔵所につきましては、それぞれ貯蔵水量によりまして金額は90万から左側の82万というように、順次、貯蔵量によって事務検査費がおおむね9%引き下げとなりました。

1枚はねていただきまして、次ページの下段にあります水張り検査の項目につきましても同様でございます。

さらに次ページへはねていただきまして、溶接部検査も同様の9%引き下げとなっております。

愛西市条例第15号へ戻っていただきまして、末尾の附則をごらんください。

この条例は、平成22年10月1日から施行といたします。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、議案第57号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

6番・永井議員。

#### ○6番（永井千年君）

これ具体的にどういう危険物のタンクが市内には存在しているのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、設置許可に関する設置事務は、具体的にはどのようなもので、実際にはだれがやるのか。9%引き下げと言いましたが、これはどういう根拠で9%ということになっているのか。さまざまな手数料も今の情勢でいきますと下がっていく状況でない中で、この手数料だけが引き下げられるというのはどういう事情なのか、もう少し説明をいただきたいといます。

#### ○予防課長（三輪義文君）

それでは、回答させていただきます。

まず、愛西市で屋外タンク貯蔵所の設置状況でございますけれども、トータルで13施設ございまして、そのうち規模が210キロリットルのものが4基ございます。それから、残りの9基につきましては、規模的には20キロリットル以下ということで、これが9施設ございます。規模的にもあまり大きくございません。ですから、今回の手数料条例については全く該当しない規模のものばかりでございます。

#### ○消防長（横井 勤君）

続きまして、2点目の設置事務につきましては、今回9%に引き下げとなりましたが、大きなタンクにつきましては、ほとんど全国の消防本部におきましては、検査・検定関係法人の危険物保安技術協会にゆだねておるところが実情でございます。その中で、手数料につきまして、今、事務業務の効率化ということでおおむね9%ということでございますが、これにつきましては、平成17年12月24日の閣議決定における行革の重要方針において、手数料について実情と合っていないんじゃないかと。実額に合っていないんじゃないかという形で、今後5年間でお

おむね10%程度の引き下げを決定されました。それで、平成17年以降5年が経過した平成22年9月の時点におきまして、おおむね10%に近い形になりますが、9%という形で決定がなされました。以上でございます。

#### ○6番（永井千年君）

13施設とも500キロリットル未満ということで、実際にこれから規模の大きいものが設置されていくかどうかというのはわからないと思いますけれど、危険物保安技術協会というのは、いわゆる天下り団体になっているところだろうというふうに思いますが、これは審査事務の実費に変動が生じていることが判明したという言い方をしていますよね。だから、具体的な審査事務の実費がある意味で間違っていたので、実際の正しい数値に変えるという意味じゃないかなというふうに思いますが、これはそれ以上の説明というものはないのでしょうか。今後、大規模なものが出てきたとしても、愛西市としてかかわっていく事務というのは全くなくて、書類だけ愛西市を通して、そのまま危険物保安技術協会に丸投げをして、そこがすべて取り仕切っていくということで、實際上、愛西市はかかわらないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

#### ○予防課長（三輪義文君）

お答えします。

まず、危険物保安技術協会の関係でございますけれども、中身につきましては、どのように効率化されたかという引き下げにつきましては、こちらは把握できておりません。

それから、今後愛西市におきまして500キロリットル以上、準特定屋外タンク貯蔵所、あるいは1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所が設置された場合に当然許可申請等を行うわけですが、これは議員がおっしゃられたとおり、危険物保安技術協会の方へ委託します。というのは、そのような大きな施設につきましては検査するというのは、今の体制では委託しなければやっていけないという状態でございます。以上です。

#### ○議長（大宮吉満君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

議案第57号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第57号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第57号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・議案第58号（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・議案第58号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○消防長（横井 勤君）

議案第58号について御説明させていただきます。

議案第58号：愛西市火災予防条例の一部改正について。

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、本条例を改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第16号：愛西市火災予防条例の一部を改正する条例。愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を次のように改正する。

1枚はねていただきまして、議案第58号の資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思いません。

火災予防条例第29条の5の改正でございますが、この条文において、住宅用防災警報機器等の設置免除について定めておりますが、平成22年8月26日に総務省例第86号：住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されまして、複合型居住施設と呼ばれております共同住宅の一部を利用した小規模グループホーム等の福祉施設の住宅部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときは、住宅用防災警報器等を設置しないことができることとなり、火災予防条例第29条の5に、そのことについて定めました第6号の条文を新たに加えるものであります。

附則に戻っていただきまして、附則、この条例は平成22年12月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、議案第58号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・永井議員。

○6番（永井千年君）

こういう法律の条文ですから、回りくどい言い方になっておりますけれども、もう少しわかりやすく言っていただくと、福祉施設の住宅部分に設置されるべき設備の説明も含めて、どういうケースで除外規定、設置の免除の規定の中に入るのか、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいのと、愛西市の事例としては、今、現状はどういうふうになってくるのか、説明ください。

○消防長（横井 勤君）

ちょっと回りくどい法律用語でございますが、要は複合型居住施設といいますのは、共同住宅のアパート、マンションの中に福祉施設が入った場合でございますが、その福祉施設が入ったことによりまして、アパート、マンション、全体の消防設備が、従来の法律ですと消防設備の規制がかかったものが、規制緩和ということで、その部分のみ一定の規格で区画されておれば、そういう部分のみ複合型居住施設用警報器、要は住宅用火災警報器と同等のものを、複合型になりますと、住宅の警報器は1ヵ所だけでございますが、複合型になりますと、すべて連動して、施設全体に知らせられる警報器でございますが、そういうものを設置されれば、当然、住警器の方は設置免除となるというだけのことでございます。要は、それと似た施設があえて住宅用警報器をつけなくてもよいよということでございます。

あと、当愛西市におきましてでございますが、今、複合型の居住施設というものはございません。まだ、海部の方でもその事例については聞いておりません。今後、そういうのは都市部において特にふえていくだろうとは予想されますが、現時点では愛西市内ではございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大宮吉満君）

5番・下村議員。

○5番（下村一郎君）

ちょっと出し方について御質問します。

あまり急いだ議案ではないようですが、当初に出さずに最終日に出されるというのは理解できないんですが、理由はあるんですか。

○消防長（横井 勤君）

この議案につきましては、先ほど説明いたしました、57号の危険物の手数料につきましては、今月9月8日に公布されました。当然、議会開催中でございます。また、58号につきまし

ても、8月26日、議運が終わった後に公布されましたので、間に合いませんでしたので、最終日の方で一括追加上程とさせていただきます。以上でございます。

○5番（下村一郎君）

難しい条例がそういう形で出てきた場合は、検討する暇も点検する暇も何もないんですよね、議員の側は。ぽっとここへ出てくるということ。そういう場合はちょっとまずいかなど。あまり該当しないものの議案ですから割合にいいんですけれども、市民に該当するような問題についての問題がきゅっと出てきた場合は、最終日で検討する暇もないということになりますので、その辺は議長にお願いして、仮に今後出てきた場合、臨時に議運を開いていただいて、そして議員の方には事前に議案は送られるというふうにしていただかないと困ると思いますけれども、御見解をお伺いします。

○副市長（山田信行君）

今言われましたように、住民生活に直結するような重大事項の改正につきましては、今後、国の法令の動向を見きわめまして、十分御審議がいただけるような日程の中で提案をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

議案第58号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第58号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第58号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・発議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・発議第2号：愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○17番（加賀 博君）

発議第2号：愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成22年9月22日提出。提出者、愛西市議会議員、加賀博。賛成者、愛西市議会議員、大野則男、鷺野聰明、堀田清、島田浩、前田芙美子、山岡幹雄、岩間泰彦、八木一、鬼頭勝治、石崎たか子、中村文子、近藤健一、日永貴章、榎本雅夫、竹村仁司、大島一郎でございます。愛西市議会議長、大宮吉満殿。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、行財政改革及び社会情勢の変化に伴い、愛西市議会議員の定数を改正する必要があるからである。

はねていただきまして、愛西市条例第17号：愛西市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

愛西市議会議員の定数を定める条例（平成18年愛西市条例第31号）の一部を次のように改正する。

「24人」を「20人」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。よろしくお願いします。

○議長（大宮吉満君）

次に、発議第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

6番・永井議員。

○6番（永井千年君）

まず、提出者にお尋ねをいたしますが、法で現在は、議員定数の、5万から10万人の市については30というふう上限数が定められております。その改正が行われるまでは、この数字というのは法定数と呼ばれておって、望ましいあるべき数というふうに言われておりましたが、この議員定数についての提出者の見解というのは、まず基本的な見解をお尋ねいたします。

それから、今の憲法と地方自治法のもとで二代表制になっておりまして、議会の定数を削減するという事は、議会の力を弱めていくんじゃないかという見解がありますが、こうした

見解に対して提出者はどのようにお考えでしょうか。

それから三つ目に、なぜ20なのかということについて、これは会派の代表者が集まった会議でもさまざまな議論が行われましたが、今回の提出者と賛同者につきましては、20を主張する人たちと18を主張する人たちがいたと思いますが、この提出者と賛成者の中でどのような議論が行われて、このような20ということで提案されてきているのか。その模様を御紹介いただきたいというふうに思います。

○17番（加賀 博君）

何点か質問をいただいたわけでありましたが、法定数30ということでありましたし、提案理由の関係であります。提案理由のところにも書いてございますように、行政が一丸となって行政改革に取り組んでおる中で、議会の方としても議会費の縮減に向けて、みずからがそんな姿勢を示すと、こんなことが肝要だなあとということを考えておるわけであります。

そして、20名にした根拠と言われましたが、何名の議員で構成していったら妥当なのかというような客観的な根拠というものは全くないと思います。そして、現在の定数を維持していかなければ、市民の負託にこたえられないという根拠も私はないと思っております。そんなところで協議会というのも立ち上がっておりますし、その中で話が出されたことで、永井議員もその協議会に加わっておられますので中身はよく知ってみえると思います。そして、18名、20名という数字も出たことも御存じだと思いますが、20名にしたという、どのような話し合いがされたかと言われましたけれども、18名、20名という意見の中で、どの定数が愛西市議会として一番妥当であろうかという話し合いもしたわけでありまして、この定数については、一応参考として近隣市などの定数も参考にしたりして、行政区の広さ、それから人口等も加味しまして、20が段階的に考えていくのが妥当であろうと、このような考えで20ということでまとまったと私は思っております。

○6番（永井千年君）

二元代表制という考え方が、やっぱり議員の数を減らしていくと、議会の力が弱まっていくという考え方がいろんなところで議論されておりますが、提案者はこの見解についてはどのように思われるのでしょうか。

○17番（加賀 博君）

議員定数が減ると議会の力が弱まっていくとか、あるいは市民の声が届きにくくなるであろうという御意見もあると思います。そして、力が弱まるということは行政のチェック機関としての力が弱まるという意味だろうと思いますが、それは議会の持っている数の中で、議会が機能していかなければならない中の一つだと思っております。行政を監視する力が弱くなるのではないかということであれば、そういうことを言われて議員の数がもっとたくさん要るのではないかということになれば、私は市民オンブズマン制度を取り入れれば、それは十分補っているものではないかなと、こんなことを考えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大宮吉満君）

3番・吉川議員。

○3番（吉川三津子君）

私も協議会のメンバーなんですけれども、協議会の中で定数の問題は議論されましたけれども、一方で議員報酬の問題、そして政務調査費の問題をどうするのかという課題も持っております。定数を減らせば、もちろん議員報酬という部分では節約になっていくと思いますが、一方で事務局の職員をふやしてほしいとか、さまざまな問題が出ている中で、なぜこの時期に議員定数だけを早く決めるのか、その辺について再度理由を教えてくださいというふうに思います。

○17番（加賀 博君）

これは、私はこういう話が出てきたときに、これはできるだけ早く成立させた方がいいという考えを持っております。我々議員は、あと残り3年半ばかりの任期があるわけでありましたが、3年半後のそのときの選挙ということを考えているわけではありません。いつ何どき、どんな状況が起きるかもわかりませんし、災害が起きるかもわかりません。いつまた選挙が行われるかもわかりません。あすにでも行われるという極論的ではありますが、そんな考えを持っておりますので、これはいつ選挙があるかわからないということでこういう話が出たら、20に早く決めるべきだと、私はそんな考えを持っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大宮吉満君）

5番・下村議員。

○5番（下村一郎君）

お尋ねをします。加賀さんには聞きませんが、ほかの方にお伺いしたい。

先日、私が子宮頸がんの紹介議員として紹介させていただきましたところ、日永議員から御質問いただいて、あるいは足りないところも御指摘をいただいたということもございまして、以前は副議長をやられ、現在は常任委員長をやっておられるということですので、この際、若手のホープとして、私はちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

一つは、名古屋の河村市長、大変、今にぎやかにやっておられますけれども、あの方は、議員報酬と定数も減らしたいという意向を持っておられたようございまして、いずれにしても、議会解散と自分の見方になる議員を出そうという特定の目的を持った河村流の方向だと思われまますけれども、これについてどうお考えですかと思いますので、教えてください。

二つ目に、計算によりますと、定数を削減することによって、立田地区、八開地区では総体的に議員数が減るという計算が成り立つと思ひますけれども、地域の声が届きにくくなるという声を聞きますけれども、この声について、あなたはどうか考えておられるか、お伺ひします。

三つ目に、愛西市議会は議会活性化協議会を始められまして、わずか少しやられただけで定数削減という提案に至ったわけでありまして。私が過去に学んだ鹿児島市議会の議論では、1年間にわたって定数もちろん議会をどのように進めるか。いろんな点を市民も参加してもらっ

て論議をされた結果として、定数問題も論議をされました。ところが愛西市議会は、ほかのことはまるで論議をせずに、一気に定数削減に行ってしまいました。もちろん市民の声も聞いておりません。そういう面から言って、このことについてたびたび私もたしなめられたこともございますけれども、あなたはどのようにこのことについてお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

次に、鷺野議員にお尋ねいたします。定数を減らしますと、人口の少ない八開地区では、地区住民の声を市政に反映する上で大変厳しいと思いますが、あなたはこれについてどう思っておみえでしょうか、お尋ねをいたします。あわせて中村文子議員にも同じ質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

#### ○15番（日永貴章君）

御指名ありがとうございます。満身に答えられるかどうかわかりませんが、順次答えさせていただきます。

まず初めに、名古屋市の件ですが、マスコミ報道でいろいろされている部分を私も聞いておりますが、僕は河村市長さんのああいうやり方にはいかなかなという思いをしております。やはり私ども議員も選挙で選ばれておりますし、市長、首長さんも選挙で選ばれております。その公約が果たせないから解散しますというのはいかなかなものか。政策だけ闘わせるのならいいと思いますが、それを解散に持っていくのはいかなかなものかと私自身思っております。

次に、立田、八開、人口で割れば声が届きにくくなる、議員数で割ると1人が2人しか出られないという計算であります。やはり愛西市として今回の選挙も戦った我々ですので、地区を割ることなく、愛西市全体を考えながら、これから私たち議員は活動していかなければならないと思いますので、今後、もし20名となるのであれば、20名の議員が愛西市を一体化するという意味で活動していかなければならないと思いますので、やはり地区ごとにどうのこうのといっている時代は終わっていくのではないかというふうに私自身は考えております。

あと、活性化、1年もたたないうちに議員定数の削減に踏み切っていかなかなものかということですが、時期は人それぞれ考え方がありますので、長く議論をすればいいということではないんじゃないかと思っておりますし、皆さん、それぞれ市民の方からいろんな声を聞いていると思っておりますので、その中で我々提出者、そして賛同者がそれぞれ自分で考え、自分の支援者などに相談して今回この定数になったと思っておりますので、この時期がどうのこうの、いいか悪いかは議員それぞれ、また市民の方々が判断されることではないかなというふうに思っておりますし、この活性化につきましては、今回の意見も取り入れて、今後、さらにいろんな議論をしていただきまして、先ほど吉川議員からも指摘がありましたが、その件についても、今後、一生懸命活性化に向けて議論していかなければならないと私自身思っております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

#### ○9番（鷺野聰明君）

貴重な質問をしていただきましてありがとうございます。感謝します。

地区の住民の声が吸い上げられるのか、届くのかという質問です。

今、日永議員からもお話がございました。八開、また立田地区、人口も少ないということで、今後、議会議員が現状よりさらに少なくなる可能性も当然ございます。そしてまた、八開、立田地区にもそれぞれ自民系、あるいは民社を応援してみえる方、共産を応援してみえる方、公明党の支持者、いっぱいございます。これから、愛西市議会議員として24名から20名に減るわけでございますが、一人ひとりの議員のスキルをいかに高めて、住民の声をしっかり聞く耳を持っていくのかということも、改めてこの機会に自分でも自己反省をしながら、答弁になるかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

#### ○24番（中村文子君）

下村議員さんの質問にお答えさせていただきます。

私も定数削減で20人ということでここに賛成の署名をさせていただきました。先ほど日永さんが言われましたように、今なぜこういう削減をしたかという時期が早いか、遅いかというのは、やはり同じように私も人それぞれの考えであろうかと思っております。

どうして削減していくかということですが、今、八開、立田の声が届きにくいとおっしゃいましたけど、合併した以上、愛西市は一つだと私は考えております。もちろん地元ということも大切であろうと思えますけれども、やはり合併した以上、愛西市は一つと。私は常にそういう考えを持っておりますし、その人の活動状況が一番の問題じゃないかと思っております。

それからもう一つは、今早い時期に解散がない限り、この間の4月でしたので4年後ということになりますけれども、早い時期から次の選挙に向けての準備期間というのも必要ではないかと思っております。

それから、活性化協議会の中でなぜ議員定数削減だけ今持ってきたかと、私は協議会の中に入っておりませんが、我々の会派の代表の方に言っておりますけれども、今言いましたように、次の選挙への準備期間はなるべく早くから持っていた方がいいじゃないという考えと、それから、議員報酬とか政務調査費というのは、今ここで決めなくても、おいおい割と早い段階でやっていっていただくようにということを私は私の会派の代表者には申し添えております。

そんなことで答弁になったかどうか知りませんが、以上でございます。

#### ○5番（下村一郎君）

ありがとうございます。

一つは、日永議員の方の最後の、いわゆる活性化協議会の話ですね。活性化協議会というのは活性化ですから、議会を大いにどんどん活性化させて、例えば質問制限をなくすとか、そしていろんな勉強をすとか講師を呼ぶとか、いろんなことをやっていかなくちやいかんと。鹿児島市議会、先ほど言いましたように、冊子が出ていましたから読んだんですけど、全体として論議したんですよ。議長さんは偉かったと思うんだけど、全体として論議したと。定数ももちろん論議したと、市民の意見も聞いたと。それからいろんな提案がされておるんですよ。だけど、ここはそういうことを一切やらずに定数だけで活性化協議会という名前にした。これは間違いだと思いませんか、「活性化協議会」という言葉は。定数削減協議会じゃないですか、

実際のところは。だから、そういう面であなたのような若い有能な方が、それに対して疑問を持っていないのかなという気を持ったんです、はっきり言って。だから、そういう点でお聞きしたいということと、もう一つは、今、市民の皆さんの声は支持者でわかっておるわという話もありましたけれども、お3人の方の話で。

今は市でも行っていますけど、パブリックコメントだとか、あるいはシンポジウムだとか、市民参加でやっていくということは必要なですよ。それをやらずに一気にこうやって持ってきたというのは、僕は最近のはやりから言っても、皆さんの本会議での質疑を聞いておっても明らかに矛盾があるという気はするんですよ。だから、それはやっぱり今から愛西市を背負って立つ人たちの考えではないと私は思うんですよ。だから、その点について、若い方が何人か見えるで代表として言っておるんですけども、その点を、私としてはぜひ愛西市を背負って立つような若い方々が、もう少し全般的な関係で民主主義を貫いてやっていくという必要があるのではないかと思うんですけども、この点についてお伺いしたいと思います。

#### ○15番（日永貴章君）

ありがとうございます。激励をいただきまして、感謝いたします。

最初に、活性化協議会の件ですが、僕個人的には、活性化協議会の途中段階、まだ始まったばかりであって、別に議員定数を削減するための協議会ではないというふうに認識しておりますので、まだまだこれからも活性協議会の解散もしていないというふうに聞いていますので、これからどんどん議論していただいて、今回は活性化協議会から議員定数という話になったわけではないというふうに私個人的には理解しております。ですから、活性化協議会、先ほども申しましたが、今後さらに愛西市議会が活性化して、下村先生も言われましたが、発言制限もすべて含めて議論していただいて、現状のルールを守ってやっているのに阻害があることに對して議会としてどうするかということは今後活発に議論していただきたいというふうに私個人的にも思っておりますし、先ほど中村議員からも言いましたが、私個人として、うちの会派から出ていただいている議員に御意見させていただきます。

あと、市民の声の民主主義の関係でございますが、それぞれ自治体によっていろいろやり方も違いますし、先ほど下村議員が言われましたが、名古屋市のようなやり方もありますし、いろいろな方法があると思います。その中で、今回、私どもは自分のことを自分で考え、議員定数削減を早急にやった方がいいのではないかという意見の中で、今回このような提出に至ったわけでございます。市民の声としてどうすれば市民の声を聞けるか、先ほど私ども議員は、市民の声を聞いてやらなければならないという意味であるなら、すべて住民投票して何でも決めればいいんじゃないかという極論にもなってしまうと思いますが、やはり議員は議員としてみずからの責任を持って、愛西市の今後のために活動していかなければならないと思いますので、いい面、悪い面あると思いますが、今回、こういうふうな考え方で進んでいかなければならないというふうに私自身思っております。

答弁になったかどうかわかりませんが、よろしく申し上げます。

#### ○議長（大宮吉満君）

他にございませんか。

[発言する者なし]

これにて質疑を終結いたします。

発議第2号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、発議第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第2号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

14番・加藤議員。

○14番（加藤敏彦君）

発議第2号：愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の討論を行います。

愛西市は、海部西部の4町村が合併して誕生いたしました。ことしは6年目に入っております。議会の議員の定数は、合併前が58名でありました。合併して1回目の選挙で定数30名で行い、ことしはさらに6名削り、24名で行われました。24名という定数は、中学校区で見ますと平均4名、小学校区で見ますと平均2名であります。

今回提案の定数20名の場合、有権者数に応じた地区ごとの議席数を見ても、佐屋地区では9名、立田地区では2.4名、そして八開地区では1.6名、佐織地区では7名となります。これですべての地区からの多様な声が反映できると言えるでしょうか。愛西市は、合併で新しいまちづくりを進めている上で多様な意見が反映される議会が求められていると思います。これ以上の定数削減は、有権者の少ない地域や町内の声、弱い立場の声、各層多様な声が議会に反映されにくくなるため、反対をいたします。

[挙手する者あり]

○議長（大宮吉満君）

6番・永井議員。

○6番（永井千年君）

私たち日本共産党議員団は、議員の定数はどうあるべきかは、議会活動をどう活発化するか、どういう議会活動を行っていくかを議論する中で市民の意見もよく聞いて、時間をかけて慎重に論じていく必要があるとまず申し上げたいと思います。

その上で、なぜ私が定数削減に反対するのかの思いを申し上げます。

私は、議員としてのスタートは旧立田村議会で、定数14名の議員の1人として、途中からは

12名の議員の1人として10年間活動させていただきました。年に4回は各戸を訪問しながら、直接議会報告を届けながら、またアンケートを行って住民の声を聞いてまいりました。訪問してみますと留守も多いわけではありますが、この10年間で家族のだれかには一度お会いした方が少しずつふえてきて、電話がかかってもどこのだれだかがわかる方が徐々にふえてまいりました。このように、私は議員活動の第一は住民の声を直接聞いて議会で取り上げ、政策として提案をしていくこと。そして行政の提案を住民の目線できっちりチェックして間違いは正していくとして活動してきたつもりであります。ところが、愛西市になりまして定数が4町村で58から30になり、そして24になり、定数削減と反比例して活動の範囲が広がるとともに、市民の声を聞く活動が薄まっていくのではないかという思いも痛感をしてきています。市民のつぶやきをきちんと聞くことができているのか、一人ひとりの声を大事にできているのかを自分自身に問いかけています。

私は、こうした村会議員として、市会議員としての活動の経験を踏まえ、定数を考える上で第1の基準は、少数の意見、人口の少ない地域の意見、多様な民意を十分反映できる定数が必要だと考えます。第2には、議会として行政の提案執行をきちんとチェックできる定数が必要です。このように、定数の削減は市民の声が届きにくくなり、議会の発言権を弱めて、チェック機能を弱めていく要素があります。定数削減で一人ひとりが精鋭になるわけでもなく、一人ひとりの質が向上するわけでもありません。

提出者の御意見を聞く限り、初めに削減ありき、早く削減をとということで、なぜ20なのかもはっきりした説明ができていないような気がします。その理由として上げたのが、議会費の削減が肝要というふうに言われましたけれども、これも議員の定数だけの問題ではありません。

以上のように、大変私としてはあいまいな印象を強く持ちました。

私は、以上の理由でこれ以上の議員定数削減は議会の役割を十分果たせなくなると考えまして、今回、定数を20に削減する本条例の改正には反対をいたします。

〔挙手する者あり〕

#### ○議長（大宮吉満君）

3番・吉川議員。

#### ○3番（吉川三津子君）

愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、愛西市の議会では、議会活性化協議会というものが設置されて、これから議員全員で議会についての勉強会を開催することも合意がとられております。多分この中で、議員の役割、議会の役割、二元代表制とは一体何なのか、そして議会基本条例とはどういったものなのか、そういったものを学び、この時点で議員みんなが同じ認識のもと議会改革がスタートすると私は思っております。この議会活性化協議会の中では、議員報酬の問題、そして政務調査費の問題、そして事務局職員が今では足りないという意見も出ており、これからこうしたことも協議されていくかと思えます。

私は、市民の方がなぜ議員の定数を減らせというのか、その理由について考えました。それは、600万円の報酬に見合う活動が見えてこない、それが理由だと私は思っております。今急いで定数のみ先行して決めるのではなく、やはり議員の役割、議会の役割、二元代表制をどう維持していくのか、議会基本条例をどうつくっていくのか、そういったことをみんなで考える中で決めていくのが筋ではないか。そして、議会として市民の皆様からの御意見を聞きながら決めていくものだと私は思っております。

今回の一部改正についての発議の理由について、行財政改革及び社会情勢の変化に伴い、愛西市議会議員の定数を改正する必要があると理由が述べられており、財政的なコストのことが理由であるというふうに理由書には書かれております。先ほどから申し上げておりますように、定数により減額はするものの、議員報酬を見直して、職業としてこの議員を考えていくのか、ボランティアとして議員を考えていくのかもこれから協議がされます。政務調査費も周辺市町村では支給されているので、支給すべきだという声もあります。そういったことを一体として考え、初めてこの行財政改革につながっていくと思っておりますので、定数だけ先行して決めることには反対をいたします。

〔挙手する者あり〕

#### ○議長（大宮吉満君）

13番・真野議員。

#### ○13番（真野和久君）

定数削減条例への反対討論を行います。

今、吉川議員の方からもありましたが、そもそも市民の方々とお話をして、定数を減らすべきだという声は確かにあります。ただ、その声がなぜ起きるのかということ考えた場合、これは単に行財政改革の問題でというよりは、むしろ私たち議員が市民の皆さんの負託に十分にこたえられていないということが一番大きな問題ではないでしょうか。

議会の中で何をやっているのかよくわからない。あるいは、市の提案をすんなり通してしまふ、十分な議論がされていない、そういったさまざまな声が今の定数削減という声に集約されているようにも思います。

しかし、その一方で、私たち合併をして5年になりますが、それ以前には50名を超える議員が実際にはいたこととなります。各町村の中でそうした議員が活動し、さまざまな声をそれぞれの自治体へ届けてまいりました。しかし、今回これが合併して30となり、今回24となり、そして、今回また20となっていく。そういう中で、身近に相談する議員がいないという声も多々聞くことも事実であります。先ほどから言われているように、それぞれの地域の特殊性もあります。合併をした中で、4町村のそれぞれの地域の特殊性、都市部であるのか、あるいは農村部であるのか、そういったさまざまな声を十分に酌んでいくことも必要になっています。

そうした中で、今なぜ定数を20にしなければならないのか、大きな疑問があります。また、例えば市議会議長会などの声明の中でも言われているのは、地方分権の中で議会の役割はますます重要になっている。安易に定数を減らすべきではないし、当然、それぞれの地域によって

事情もあるので、近隣の動向を見て定数を減らすということは意味がないというようなことも言われています。また、二元代表制の問題についても先ほどから取り上げられていますが、そもそも二元代表制、一つは首長であり、一つは議員であります。首長は1人として、やはり市民の皆さんの最大公約数的な願いをもとに市政を運営していくということが非常に重要になってくるわけでありますが、やはり私たち議員の選定の仕方は定数があり、その中で複数の多くの議員が出ることによって、さまざまな小さな声を吸い上げていく。そして議会の中でも少数の皆さんの意見をしっかりと取り上げて議論を深めていく、そういう役割を私たちは担っているわけであります。そうした点からも、やはりこの定数の問題を考えていかなければならないのではないのでしょうか。

今回、議員定数の削減の話がありました。市民の皆さんの理解を得られなければ、幾ら削減をしても同じであります。やはり今の活性化協議会がやっと発足しましたけれども、そうした中を含めて、また市民の皆さんの声も聞きながら、やはり市民の皆さんにとって、私たち議員が負託にこたえるものとしてやっていけるような活動を深めていくこと。また、そうした改革をしていくことが今はまさに求められているというふうに思います。当然定数の問題、歳費の問題、その他議会広報やあるいは公開のあり方、議論の仕方の問題、こうしたものを総合的に議論をしていく。また、それを市民の皆さんに知らせて、さまざまな意見を言ってもらう。そうした中で、議会もまた市民の皆さんにとってもしっかりと理解をしていただく、そうしたことが進んでこそ、愛西市の議会としても活性化が進んでいくというふうに私は考えます。

ですから、そういう考え方からも、今回の定数の削減に関しては反対をいたします。以上です。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

16番・榎本議員。

#### ○16番（榎本雅夫君）

発議第2号について、賛成の立場で討論いたします。

地方分権が叫ばれる今日において、愛西市議会も議会の活性化をより推進するための一環として、議員定数の削減に積極的に取り組むべきと考えます。憲法第15条には、すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとあります。これは、議員という公職に身を置く者の心構えの基本をうたったもので、厳粛に受けとめるべきであります。議員は住民全体の利益のため、法令に基づいて公平にその権限を奉仕すべき厳しい立場にあります。どこまでも住民全体の立場に立つての判断に立つ議員とならなければなりません。その意味からも、議員は地域代表から市全体の奉仕者を目指すべきと考えます。既に議員定数削減を行った自治体から、議員数が減って住民生活に支障を来したとか、チェック機能が低下して行政による無駄遣いが膨らみ、財政状況が悪化したなどということ聞いたことはありません。むしろ結果は

逆であります。こうした現実を直視したとき、定数を削減しても十分市民の負託にこたえることは可能であると考えます。

最近の県内の定数削減の状況を見ますと、日進市では、市民団体から24人から20人の定数にするよう請願が出され、また常滑市においても、21人から6減り15人にするよう市民グループから直接請求されております。他市のように市民から言われて動くのではなく、冒頭に言いましたが、議員定数の削減に積極的に取り組むべきと考えます。

今回、この議案に賛同する最大の理由は、社会情勢の変化や削減すれば経費が削減されるといった市への財政的なメリット、議会改革により定数が削減されても十分なチェック機能や審議が可能であるといった判断からだけではありません。地方議員としての心のありようが最も大切であると考えからであります。

議員定数削減は、議員からしてみれば狭き門となります。しかし、あえてみずからが厳しい選択をすることが、今まで以上に市民や現場で働く市職員と議員との信頼を深めるきっかけになると確信をいたします。それこそが議員定数削減の最大の効果であると最後に申し述べて、発議第2号の賛成討論といたします。

[挙手する者あり]

#### ○議長（大宮吉満君）

15番・日永議員。

#### ○15番（日永貴章君）

発議第2号：愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の議員定数削減に関しましては、削減自体に対する意見、削減定数に関する意見などさまざまな意見・要望などを議員、市民の方から聞いてまいりました。このような状況中、本来議員として行政のチェック機関、市民の声を市政になど、多くの使命を果たすためには何名必要なのか。時代の流れとともに変化していく社会情勢とともに市民に求められている将来を見据えた議員としての基礎をつくっていく必要があると思いますし、私ども地方議員とは何をすべきなのか、本来の仕事は何かなど根本的な議論を、今後、愛西市議会としてもさらに加速していかなければならないと考えます。

先ほどの質疑の折にも発言がありましたが、現在、名古屋市では議員定数半減などが大きく議論されています。そのことは少なからず我々地方議会にも影響を与えていることは間違いありません。何でも議員定数を削減すればよいのか、何名なら適正定数なのか、定数削減の前にしなければならないことがあるのではないかなど、市民、議員、考え方はさまざまでございます。

しかしながら、議員定数削減は避けて通ることができないことも事実であると思っております。今回の削減案につきましても、議員、市民の方々におかれましては賛否両論さまざまな意見はあると思いますが、我々といたしましても、時間と議論というプロセスを経て決めさせていただきます、提案させていただいております。しかし、議員定数を削減したからと、これは

ゴールではないことは言うまでもありません。これをスタートとして、議員としての資質、姿勢を愛西市議会の活性化協議会を通し、まず現状をよく把握していただき、今後の議論を加速していただきたいと思います。

最後に、今回、議員定数削減がもし決まりましたら、愛西市議会としてより市民の方々に信頼される議会となるよう、議員お一人お一人がその活動、発言などに責任を持ち、議員同士で議論しながら議会をつくり上げていくよう意見を申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

**○議長（大宮吉満君）**

他にございませんか。

[発言する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第2号を採決いたします。

発議第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決決定といたします。

時間も大分たちました。ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時40分ということによりしくお願いいたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

**○議長（大宮吉満君）**

それでは、休憩を解きまして、再開いたしたいと思います。

議案に入る前に、20番・八木一議員から発言を求められております。許可いたします。

**○20番（八木 一君）**

おわびして訂正を申し上げます。

先ほどの決算特別委員会の委員長報告のところで、認定第2号について全員賛成で認定されましたと発言いたしましたが、賛成多数で認定をされましたので、間違っておりましたので、おわびを申し上げまして、訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第6・議案第43号に対する修正案（提案説明・質疑・討論・採決）**

**議案第43号（討論・採決）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第6・議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

ここで御報告いたします。

永井千年議員ほか3名から、議案第43号に対する修正案が提出されております。

修正案はお手元に配付のとおりであります。

修正案の説明を求めます。

## ○6番（永井千年君）

それでは、提案理由を申し上げて、修正案を提案させていただきます。

議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

発議者は、私永井千年と真野和久、下村一郎、加藤敏彦の4名であります。

修正案を朗読いたします。

議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例に対する修正案。

議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり修正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

提案理由といたしましては、本会議、文教福祉委員会でさまざまな質疑が行われましたが、その議論の中心は、直営ののぞみ作業所を中心とする指導員の問題でありました。継続をしてほしいという父母や通所者の強い願いに対しては、直営の作業所の職員が一時的に出向するが、延長しても5年で引き揚げること。社会福祉協議会で障害者教育の専門家を採用、育成していくことも不明確でありました。それを踏まえまして、私たち日本共産党議員団の結論は、指導の継続が何よりも必要な障害者作業所は、5年ごとに指定管理することはやはりなじまない。一つの作業所にするならば、市が責任を持って直営として運営していくべきだとして、今回の修正案を提案させていただきました。御検討をよろしくお願いいたします。

## ○議長（大宮吉満君）

次に、修正案について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、修正案に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

9番・鷺野議員。

## ○9番（鷺野聰明君）

議案第43号の修正案に対する反対討論をいたします。

修正案を見ますと、指定管理に関する部分、5条の削除ですが、これはできる規定であって、必ず指定管理を導入するとは読み取れません。また、たとえ導入したとしても、既に佐織福祉作業所等にて実績もあり、また愛西市行財政改革の一環として指定管理を推進しているので、それを否定するこの修正案には反対をいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

13番・真野議員。

○13番（真野和久君）

それでは、議案第43号への修正案の賛成討論を行います。

今回の修正については、先ほど永井議員の方から申したとおりであります。まず統合については、現在、これまでもさまざまな方からサービスがそれぞれの作業所によって異なるので、できればのぞみ作業所、佐屋の作業所のようにしてほしいという声は多く聞いておりました。そうした点で、今回、就労支援施設Bに移行するに当たって、一つにまとめるというのも一つの考え方ではないかというふうに理解しています。

しかし、問題はやはり指定管理の問題であります。指定管理のメリットは、よく言われているのは人件費などの経費を削減する、あるいは民間のノウハウを入れていってサービスを充実するという問題であります。人件費の問題などについては詳しくは申し上げませんが、今のサービスの問題でも、実際の問題として、現状でも佐屋、のぞみ作業所は他の施設に比べてもサービスは充実しており、さまざまな事業もやられております。それだけではなくて、ボランティアの方々に伺っても、海部地区の作業所のリーダー的な存在であるということも言われています。そういう点でもこののぞみ作業所については、やはりこれまで佐屋町時代から専門教育を受けた職員が配置をされ、保護者の方々やまた地域のボランティアなどとともにその作業所に通われる方々の成長を考えて、よりよい作業所へと努力してきたことが何よりもここからもわかることでもあります。

今回、指定管理がされる場合には、当然この職員は3年、あるいは延長されても5年で引き揚げなければなりません。その間に社会福祉協議会はまさにそうしたサービスを維持しようと思えば、専門教育を受けた指導員を配置することが必要でありますし、当然この4カ所を維持するということになれば、今以上の体制をつくっていかねばなりません。しかし、指定管理においては、先ほども申し上げたように、5年ごとに更新をしていくことが必要であり、そうした体制のことを考えれば、経営的にも安定した指導員を確保することが本当にできるのでしょうか。そうした疑問はこれまでの質疑の中でも払拭することはできませんでした。やはり作業所を一括して管理するとなるのならば、やはり直営でやっていくことが必要であります。指定管理ができる規定であると言われても、実際に今回既に指定管理の議案も出ているわけですから、やはり直営でやっていくためには、修正案を出す必要がありました。

以上の点から、今回の修正案に賛成をいたします。

○議長（大宮吉満君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、原案に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

通告に従い、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○14番（加藤敏彦君）**

原案であります議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の討論を行います。

議案第43号につきましては、今、日本共産党は、直営を求めて修正案を提案いたしました。この修正の内容は、障害者就労支援施設の管理について市が直営で行うという内容であります。議案第43号では、障害者就労支援施設の指定管理を行うことができるという条文がありますが、これは具体的には議案第49号で愛西市社会福祉協議会に指定管理をする提案がされております。障害者が就労するための施設では、障害者に対する専門的な知識と経験が求められます。特に一人ひとりの状況を把握した対応が求められます。指定管理の制度では5年ごとに更新が行われ、継続的なサービスが保障されません。職員においても5年ごとの更新で、雇用についての不安が生じます。障害者や家族において、職員がかわることによる不安があります。審議において、特に職員体制の心配が明らかになりました。今回の提案は、愛西市に四つの施設をまとめ、就労継続支援B型に移行することによって、財政的にもサービスの的にもよくなる面があります。直営でも就労継続支援B型に移行することはできます。障害者にとっても、家族にとっても、これまで行ってきたサービスを生かして、さらに充実していく上で市が直営で行うことが必要であると考え、この条例案には反対をいたします。

**○議長（大宮吉満君）**

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者あり]

3番・吉川議員。

**○3番（吉川三津子君）**

議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

この条例改正は、条例の附則にも記してありますとおり、愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例で交わした処分や手続を引き継ぐものであり、議案第48号、49号での決定が引き継がれるものであります。議案第48号及び第49号での討論の折、理由は述べさせていただきましたが、この二つの議案においては、指定管理者指定に大変大きな問題があると私は思っております。よって、この条例に引き継がれる処分や手続に問題がありますので、この議案には反対とさせていただきます。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号に対する修正案を採決いたします。

議案第43号を修正案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、議案第43号の修正案は否決決定といたします。

次に、議案第43号の原案を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第7・議案第44号（討論・採決）

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第44号：愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○6番（永井千年君）

それでは、愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定についての反対討論を行います。

私たち日本共産党議員団は、総合斎苑建設計画につきましても、斎場は必要な施設ですが、地元住民が反対している以上、このまま予定地で建設するべきでなく、白紙に戻し再協議すべきであること。現計画は、火葬炉、セレモニーホール、駐車場など、どれをとっても過大な施設であり、適正な規模に見直されるべきであること。そして、葬儀、告別式は各地区の公共施設や集会所などで行えるよう整備を進めるべきであると。この三つの提案を行って、一貫して現計画を進めることに反対してまいりました。愛西市は、住民の声を十分聞くことなく計画推進を強行してきました。建設が始まった現在でもセレモニーホールは要らないなどの声はやむことはありません。今条例の審議でも他市の受け入れも災害と改修のときに限定するのになぜ4炉も必要か、あるいは強い反対があるのに、民間に割って入ってまでなぜセレモニーホールを建設するのか、そしてなぜ指定管理するのか、使用料は安くないのではないか、使用料の減免をなぜ絞ってしまったのかななどの疑問に明確な答弁が行われておりません。このまま総合斎苑が建設され運営されていくことに反対する立場で、問題の多い本条例には反対いたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員。

#### ○3番（吉川三津子君）

議案第44号：愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

私は、この総合斎苑建設計画には、一貫して、火葬場は必要だが、セレモニーホールは要らない、過大な施設であるということを議会の中でも申し上げ続けてきました。こうした迷惑施設の建設においては、近隣への配慮は最大限丁寧であるべきにもかかわらず、一番近い団地への対応は強引であったとの感想を私は持っております。市民の皆さんの関心も高く、いまだに火葬場はどうなったんだと尋ねられます。地域の皆さんには、霊柩車の乗り入れが減るからセレモニーホールはあった方がいいんだとか、他の自治体からの受け入れはしないとの説明を市はしてきました。また、議会にも市民の皆さんから要望書や署名がたくさん届きました。そういった経緯からも、使用者の制限については重要な問題であり、議会が今後も関与できるよう、条文の中に記すべき事項であると私は考えます。

よって、私は総合斎苑計画が過大施設であるということ、そして、条例に重大な使用制限についての条文が含まれていないことから反対といたします。

○議長（大宮吉満君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで、お昼の休憩をとりたいと思います。再開は13時30分ということでよろしく願いいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、再開いたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第45号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第45号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
次に、議案第45号を採決いたします。  
議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第46号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・議案第46号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。  
これにて討論終結いたします。  
次に、議案第46号を採決いたします。  
議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第47号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・議案第47号：愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第47号：愛西市佐屋社会福祉会館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

佐屋社会福祉会館は、民間であるシルバー人材センター及び社会福祉協議会に無償貸与されている施設であると伺いました。私は、民間に無償貸与しているような施設の管理を指定管理者制度を導入してまで行うことに疑問を感じています。指定管理者制度とは、広く民間事業者にも管理ができる道を開くことで、直営で管理するよりも民間事業者のノウハウや活力を生かすことができること。市民が享受するサービスが向上すること。効率的な施設の管理・運営ができることをメリットにしています。この会館の指定管理者制度導入には、これらのどのメリットも当たりません。市は、こんなことは思っていないと思いますけれども、電気代や清掃費などの経費削減も企業努力であるとし、このような費用削減を指定管理者制度の成果として市が評価しているならば大変問題でありますし、このような評価をすることは、こんな削減さえ職員にはできないということを認めてしまうようなものであります。自治体によっては、無償貸与をしている施設については、売却や譲渡の対象としています。私も公の施設を安易に無償貸与すべきではなく、補助は金銭補助に限定し、家賃ももらうべきだと考えております。また、無償貸与する場合においても無償貸与契約の中で管理についての約束などを決めればよいことであると考えます。よって、無償貸与、そして目的外利用許可、指定管理者制度導入の是非において問題があると考えますので、この議案については反対といたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第48号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・議案第48号：愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第48号：愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

指定管理料について、議案質疑等の中で、市は前回までは962万円であった。今回から225万円になる、その差は735万円の人件費であったこと、そして人件費を支払っていた職員は社会福祉の仕事をしていただとの説明がありました。また、決算特別委員会では、佐屋福祉会館では39万円、立田の福祉会館では200万円もの残金があり、その残金は社会福祉協議会の収益になっているとの説明も受けました。

私は、施設の管理のみでこのような収益を上げていることは大変問題であると思ひ、愛西市の指定管理者の契約と収支報告について少し調べてみました。利用料や参加費を徴収することができない福祉目的の施設にもかかわらず、200万円以上の残金を残し収益にしている事例がほかにもかなり見付き、私は驚いております。このような収益が期待できない指定管理者の公募に利益を求めて応募してくることはあり得ないことであり、今後、指定管理者との契約の仕方、日ごろの関係など見直しの必要性を強く感じているところです。収益が期待できない指定管理の施設で収益を上げているのであれば、それはどこかに問題があるはずで、市として指定管理者制度の導入について見直しをし、新たな体制をつくる時期に来ているのではないかと思いますので、この点については、市に対して改善を求めますので、よろしくお願ひします。

私がこの議案に反対する理由は、佐屋の福祉センター同様、管理のみの仕事に指定管理者制度を導入することに意味はないこと。そして仮に指定管理者制度を導入するのであれば、議案第49号の福祉作業所の指定管理者の業務の内容にこの施設の管理も含めて導入すべきだと考えますので、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（大宮吉満君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第49号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・議案第49号：愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

議案第49号：愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定について、反対の討論を行います。

議案第43号：愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について、指定管理を導入することに日本共産党議員団は反対をいたしました。この議案第49号は、愛西市福祉作業所の指定管理者の指定について、審議の中で、一つは、指定管理が5年ごとに更新され、社会福祉協議会が将来的に再指定される保障がないこと。二つには、職員の問題として、出向した職員は5年後には市に戻らなければならないということ。社会福祉協議会が専門的な職員を確保できるかどうか明確にならなかったこと。三つ目には、障害者にとって職員の変更や指定管理の変更で安定した継続的なサービスに心配があることなどが明らかになりました。愛西市の障害者就労支援施設が障害者にとって安定した専門的なサービスを提供するには、直営で行うべきだと考えます。

以上の理由で、議案第49号には反対をいたします。

○議長（大宮吉満君）

他に反対討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

3番・吉川議員。

○3番（吉川三津子君）

議案第49号：愛西市福祉作業所（仮称）の指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

指定管理者の議案が多い議会で、市側からは快くたくさんの方の資料を提供していただき、愛西市全体の指定管理者制度導入について考えさせられる9月議会で行いました。

私は、利用がふえればふえるほど費用がかかり、収益が減るような事業の指定管理者導入については、選定において慎重に行うべきであると同時に、公募でサービスを競わせ、危機感を持たせることの重要性をこの議案から感じました。この事業も理由者に手厚くすればするほど費用がかかり、団体としての収益が減ります。逆にサービスを低下させれば収益が上がります。こうした事業の指定管理者選定には公募で選定すべきであり、常に緊張感を持った運営をしてもらうことが大切だと私は思っております。児童館や子育て支援センターにおいてもいろいろな指定管理者が請け負っていることにより、よいサービスを提供しようという競い合うような現象も起きていると聞いております。こうしたことから、指定管理者制度は公募で行うべきであり、あえて四つの施設の一つにする必要がなく、それによるデメリットも大きいことから、こ

の議案には反対をいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第50号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・議案第50号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは、議案第50号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、反対の討論を行います。

今回の指定管理移行の本案に関しては、愛西市の10のスポーツ施設を市の管理から民間の管理に移す内容で、試算では、財政的に年間約4,000万円の節約という説明ですが、審議の中でこれまであった八開庁舎の受付が契約にはないなど問題点が既に出ています。さらに、指定管理をされた施設では、この間も営利を追求するあまり十分な体制や点検などを行わずに事故が起きる事例も幾つもあります。また、住民サービスにおいても指定管理を行う業者がスポーツ施設を使って事業を行うことによって、住民の利益が制限されることや地元の雇用の面でも愛西市役所の求人が先細りするなど、大変大きな問題もあると思います。目先の管理費の削減にとらわれて、市全体の雇用の問題や、あるいは市民サービスをないがしろにしてしまっただけでも子もありません。また、市の職員にとって、こうした施設を直接に運営をすることは、市民の皆さんと直接つき合い、そしてまたそこからのさまざまな御意見や要望を受け取れるという、そうした窓口を閉ざすことにもなります。また、こうした施設を民間に委託することは、市として市民サービスをしっかりと考えていく上でも大きなマイナスになるのではないのでしょうか。

以上のような点から、この50号には反対をいたします。

○議長（大宮吉満君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

15番・日永貴章議員、どうぞ。

○15番（日永貴章君）

議案第50号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の指定管理者制度導入施設におきましては、子供からお年寄りまで幅広い市民の方々が使用されるスポーツ施設に対する管理を10施設、一括管理ということで議案質疑、委員会でも多くの意見が出されてまいりました。このことは、指定管理者制度導入の大きな意義である、公の施設におけるサービスの質の向上と自治体の財政負担の軽減を図るため、管理コストの削減がどれだけ生かされ、また市民の方々、そして市にとってどれだけ大きなメリットがあり、どれだけ少ないデメリットで済むのかが大切であると思います。

その中において、質疑の答弁でもありましたとおり、できる限り市民、利用者の方々に負担はかけず、より効率的で効果的に、そして新たな事業展開による利用者の増加に努力されるという指定管理者団体の考え方も示されました。また、管理コスト削減につきましても示されましたが、随時、調査・検討していただき、さらなるコスト削減に努めていただきますとともに、利用者に対する利用料の削減にも努めていただきたいと思います。

指定管理者団体におかれましては、地元の市民の方々のニーズにより耳を傾けていただきながら、また利用者の方々が安全で安心してより多くスポーツ施設を利用していただき、住みやすい活気のある愛西市づくりの一助を担っていただくよう努力していただきたいと思います。

また、市当局におかれましては、指定管理者団体、そして地域住民、市民の方々の意見を聞きながら、よりよいスポーツ施設運営が行われていくよう、市民の方々がスポーツ施設はよくなったと言っていただけるよう今後も指導を行っていただきますよう申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長（大宮吉満君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第51号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・議案第51号：市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第51号：市道路線の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、実在しない道路の市道路線の廃止についてでございますので、賛否を求められても賛成をせざるを得ないような議案であります。今後は、道路法を遵守していただき、道路路線の廃止については、事前に議会に提案していただくことを要望し、賛成といたします。

○議長（大宮吉満君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第52号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・議案第52号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第53号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第16・議案第53号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第54号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第17・議案第54号：平成22年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第55号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第18・議案第55号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第56号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第19・議案第56号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

◎日程第20・認定第1号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第20・認定第1号：平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・永井千年議員、どうぞ。

○6番（永井千年君）

平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

21年度の愛西市の予算は、世界的金融危機を契機に、世界で一番落ち込んでしまった経済の中で突然解雇された、仕事が全くないと本当に危機的な状況に置かれていました市民の暮らしや福祉を守る新しい施策をどれだけきめ細かく大胆に進めていくことができたかが問われていました。

私たち日本共産党議員団は、21年度予算編成に当たって、市政アンケートや直接お聞きした市民の声をまとめて、市長に対して207項目の要望書を提出し、住民要望の予算化を求めました。21年度で利用者が逆に減ってしまうなどの結果となり、引き続き改善が求められますが、巡回バスの運行改善の努力もされました。全小学校区での学童保育が開始され、妊婦の無料健診の拡大、引き続き小・中学校の建物耐震補強工事、特別支援教育支援員の配置、ファミリーサポートセンター事業の拡大が行われ、介護認定者の障害者控除の適用も大幅にふえ、引き続き平和行政の推進も行われ、子供通院医療費の無料化、小学校6年生までの引き上げが決定されるなど、評価できる点もあります。

しかし、21年度の予算は賛成できない問題もたくさんありました。総代制の強行が行われました。何よりも住民の強い反対がある総合斎苑建設が強行されました。新給食センターの建設に向けた準備の予算も執行されました。施設管理の見直しについて、これまで直営であった福祉会館や老人福祉センターの指定管理をどんどんと進め、福祉の直接責任を放棄する方向への大きな転換が行われようとしています。廃止すべき後期高齢者医療制度が続いています。敬老記念品の廃止、住民基本台帳ネットの運用、全国学力テストも実施されました。住民の安心・安全のための防災対策も同報無線の配置へ進まないなど不十分であります。県下2番目の公共下水道利用料で市民に大きな負担を押しつけています。たびたび求めている住民税、国保税、介護保険料などの実効ある減免制度の確立もできておりません。子供の医療費もさらに中学校までの入・通院とも無料へ前進しなければなりません。30人学級、私立高校生に対する授業料補助の増額など、まだまだ住民の要望の多くが予算化されませんでした。

以上、このまま認めるわけにはいかない予算の執行があり、住民要望の実現も不十分だったと言わざるを得ませんので、21年度一般会計決算認定に反対いたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○3番（吉川三津子君）

認定第1号、平成21年度一般会計決算について、反対の立場で討論させていただきます。

現在の財政上の指数や基金残高などを見れば、私はよい数字が出てきていると評価いたします。また、市民の生活のための事業も新たに実施されたことなど評価すべきことはたくさんあります。しかし、公共下水道では、今後260億円もの借金返済をしていかなければならないこと、そして水道代は県下で一番高いこと、下水道代も高いということで、年金や医療に不安を持つ低所得者の高齢者の方々は厳しい状況に置かれています。

また、5年後からは合併特例であった地方交付税の減額が始まり、合併特例債返済のピークもやってきます。高齢化もますます進みます。その準備は大丈夫なのでしょうか。OECDの報告では、日本の貧困層の割合が最も高い国の一つになり、貧困率の高さがアメリカに次ぐ第2位になったと言われています。独居老人、老老介護、母子家庭、父子家庭、ワーキングプア、若い方々の就職難などの問題、私たちの周りにたくさんあることを、身を持って感じています。こうした状況の中、市は多くの市民の反対のある中、過大な総合斎苑建設計画を進めました。評価すべき事業、改善すべき事業についての詳細は、議会の質疑の中で質問させていただきましたが、この総合斎苑の計画は、私たち市民が抱える不安にこたえるものではありませんので、この会計決算については反対といたします。

### ○議長（大宮吉満君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、16番・榎本雅夫議員、どうぞ。

### ○16番（榎本雅夫君）

認定第1号：平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

リーマンショックから2年を経過して、世界経済は構造的な変化を経て出口の見えない低成長期に入りつつある状況にあり、日本経済も長引くデフレに円高の進行が加わり、先行きの不透明さが増しております。平成21年度においても、厳しい財政状況の中、実施された主な事業を見ますと、勝幡駅周辺市街地整備事業、市道、街路整備事業、総合斎苑建設事業、学校給食センター建設事業の進展、地域活性化・生活対策臨時交付金事業による公民館及びコミュニティセンターの改修事業やそのほか学校施設整備では、佐屋小、永和中を初めとする小・中学校の耐震工事、また定額給付金給付事業、妊婦健診事業の5回から14回の拡大、そのほか市民の安全・安心を確保するための防災対策事業などを実施され、それぞれ一定の成果を上げています。

平成21年度一般会計の決算は、歳入235億2,635万3,456円、歳出219億9,700万3,032円となり、前年度に比べて、歳入では26億6,527万2,819円、12.8%、歳出は26億7,691万9,152円、13.9%と増加し、単年度収支は赤字ですが、財政調整基金の積み立てや繰り上げ償還の増加により、実質単年度収支は黒字でありました。歳入の根幹となる市税の決算額は75億2,620万2,883円で、

前年に比べ2億3,800万8,585円、3.1%減少し、歳入構成比率は32%となり、自主財源比率は前年度より4.5ポイント低下しております。また、市税の不納欠損額は4,867万8,184円で前年より1,851万3,891円、2.8%減少しましたが、市税の収入未済額は6億7,918万2,200円で、前年に比べ3,546万3,676円、0.6%の増加となっております。市税の徴収率向上は、自主財源を確保する上で重要であり、公平負担の原則からも収納体制の強化を図り、収入未済額の削減に努めていただきたいと思います。健全化判断比率の四つの財政指数は、いずれも早期健全化基準を下回っており健全な状況であります。本市が目指すべき目標を掲げ、努力していただきたいと思います。今後も多様化する市民ニーズに的確に対応され、事務事業の適正化かつ効率的な行政運営を要望し、賛成討論といたします。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、15番・日永貴章議員、どうぞ。

**○15番（日永貴章君）**

平成21年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成21年度は、平成20年からの世界同時不況の影響からやや回復した感はありましたが、依然として厳しい状況が現在も続いております。この状況下において、本市の平成21年度一般会計の決算は、歳入235億2,635万3,456円、歳出219億9,700万3,032円となり、前年比歳入で12.8%の増、歳出で13.9%の増となっており、財政調整基金の積み立てや繰り上げ償還の増加により実施により、実質単年度収支では黒字となっております。

歳入では、市税で歳入全体の32%を占める75億2,620万2,883円となり、普通交付税、特別交付税の地方交付税で全体の19.3%、国庫支出金全体の14.8%、市債全体の8.2%などで構成されております。自主財源といたしましては、当年度の歳入決算に占める比率は47.7%で、前年度4.5ポイントの下方、市債といたしましては、前年度1.2%増加の19億2,830万円となっております。

歳出では、実施された主な事業といたしまして、学校給食センター建設事業、総合斎苑建設事業の進展、小・中学校の耐震事業、アスベスト除去工事、妊婦健診事業の拡充などが実施され成果が上げられております。これらを含む多くの事業は、市民の皆様方の日々の生活に関連し、望まれている事業でもあります。

以上より、収入におきましても年々厳しくなる状況であり、市といたしましても、より一層の独自収入確保を鋭意努力していただきますとともに、歳出につきましても、市全体の状況をよりよく把握していただき、限られた財源でできる限り市民の方々に喜ばれるサービスの提供に努力をしていただきますとともに、将来に向けたよりよい愛西市づくり、将来にツケを残さない市政づくりに努めていただきますようお願いいたします。討論とさせていただきます。

**○議長（大宮吉満君）**

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第1号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第21・認定第2号（討論・採決）

### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第21・認定第2号：平成21年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○3番（吉川三津子君）

認定第2号、平成21年度土地取得特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論いたします。

この土地取得特別会計の関係ある基金において適正な処理がされていないということで、平成18年から指摘をしてまいりました。この間、あまり議会の中では指摘をしてまいりませんでした。大変な作業が発生することもわかっておりましたので、3年間は待とうということで議会でも取り上げてまいりませんでした。

この土地取得特別会計に関係する基金として、現金に換算すると13億円の土地財産があるとされているわけですが、実際にはもう既に道路などの行政財産となっており、基金として存在していないものまでも平成16年から計上されているということで指摘をしてまいりました。この議会で改善のめどが立ったということが初めてそういった前向きな討論があり、その点については評価をいたしますが、いまだ現実と違った報告がされている。報告書にそういった報告がされておりますので、早期解決を求めまして、反対といたします。

### ○議長（大宮吉満君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第2号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・認定第3号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第22・認定第3号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

認定第3号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

国民健康保険税は、今市民にとって大きな負担となっております。予算の審議の中でも国保税は所得300万円の4人家族で28万6,000円、所得の1割となっております。そして、今議会の決算認定の中でも、平成20年度は952世帯、9.5%の滞納が、平成21年度は1,164世帯、11.6%と滞納世帯もふえております。国民健康保険税の根本的な問題は、国保会計の国庫負担率が1984年の50%から2007年の25%に23年間で半分になっていることです。こういう状況の中で、地方自治体は国の悪政から住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たさなければなりません。今、さらに後期高齢者医療制度によって、後期高齢者支援金も大きな負担となっております。特に負担能力の弱い方が保険料や医療費減免の制度の充実が求められております。国保税の減免では、リストラ減免などを行われるようになりましたが、これも会社の都合による解雇のみで、自営業者など収入の大幅に減少した市民への対応は不十分です。また、医療費についても国民健康保険法第44条の医療費の減免制度ができましたが、まだ利用がありません。国保税を払っていないから医者に行かない。医療費が払えないから医者に行かない、そういう結果、病気を悪くするという事態が起こらないよう、国保税のさらなる減免制度、医療費の減免の努力を求め、この国保会計の認定には反対といたします。

○議長（大宮吉満君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第3号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・認定第4号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第23・認定第4号：平成21年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第4号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・認定第5号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第24・認定第5号：平成21年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・下村一郎議員、どうぞ。

○5番（下村一郎君）

平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

この制度に対する高齢者及び高齢者家族の廃止を求める声は年々ふえ続けて、4月に行われました市議選で私ども日本共産党愛西市議団が呼びかけました後期高齢者医療の廃止を求める署名運動には、多くの皆さんから賛同が得られ、署名が寄せられるとともに、切実な廃止を求める声が文書で届けられました。議員の皆さんは御承知のことと思いますが、75歳になっても働いている人は社会保険に、また年収185万円以下の方は、扶養家族として保険料はなしでありました。多くの皆さんは国保に加入していましたが、いずれにしても、さまざまな保険に加入しながら75歳以上の高齢者は老人保健制度によって医療給付がされておったわけであり、ところが、08年4月から従来の保険から強制的に脱退させられ、後期高齢者だけ

の独立した保険に加入させられました。保険料については、新制度は75歳以上のすべての人に保険料が課せられ、多くの方は年金天引きとなりました。後期高齢者だけの保険をつくれれば、保険料の値上がりは避けられず、圧倒的多数は低所得者である高齢者の負担が耐えられなくなってまいっております。健診についても、自治体が行ってきた健診も実施義務がなくなりました。つまりもう長生きしなくてもよいという制度です。医療費の患者負担は変わらないものの、外来において慢性疾患の治療が月6,000円に制限する費用制限が導入されました。いずれにしてもおぼ捨て山保険と高齢者を差別する制度であります。民主党は野党の時代は直ちに廃止すると公約しながら、いまだに廃止しておりません。国民みんな平等に病気治療を受けられるという万国の保険に逆らうひどい保険であることから、私は市当局に対して差別医療制度である後期高齢者医療制度は直ちに廃止するよう政府に要求することを求めて反対討論といたします。

**○議長（大宮吉満君）**

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第5号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第25・認定第6号（討論・採決）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第25・認定第6号：平成21年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

13番・真野和久議員、どうぞ。

**○13番（真野和久君）**

それでは、認定第6号：平成21年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

平成21年4月からの介護保険制度見直しで、介護従事者への報酬の引き上げや、また保険料区分の6段階から9段階に細分化することによる一部の保険料の負担軽減などは図られました。しかし、その一方で、要介護認定方式が改悪をされることによって要介護度が低くなり、必要なサービスが受けられなくなるなどの大きな問題も起き、この制度については半年後のまた見

直しが行われるような状況になりました。そもそも介護保険が始まって10年となりますが、その介護保険の導入の経緯そのものが、国庫負担を減らすかというところから導入をされました。そして、国庫負担を減らした分を国民の皆さんから負担させる。このことが、結局は保険料負担の重さや、あるいは特別養護老人ホームなどの不足や、また利用料負担の重さなど必要なサービスが受けられないなどの問題が山積している状況になっています。こうした問題をそのまま放置することはやはり認めることができません。

以上のような点から、今回の認定には反対をいたします。

**○議長（大宮吉満君）**

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第6号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第26・認定第7号（討論・採決）**

**○議長（大宮吉満君）**

次に、日程第26・認定第7号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、6番・永井千年議員、どうぞ。

**○6番（永井千年君）**

平成21年度農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論を行います。

農業集落排水事業は、21年度立田地区が供用開始され、旧立田地区におきましては、6年度に事業着手してから15年で完成し、23年度末には3年が経過いたします。合併時には、公共下水の一部供用開始の22年度から料金や管理方式の統一の約束が行われておりましたが、これも現在果たされておりません。住民負担をふやすことなく、一刻も早く料金や管理方式の統一を

行うよう求めて、本決算認定に賛成といたします。

○議長（大宮吉満君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第7号を採決いたします。

認定第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、認定第7号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・認定第8号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第27・認定第8号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

認定第8号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

下水道事業は、下水を浄化して環境を守る上で必要な事業であります。市民の強い要求でもあります。しかし、それを現在の公共下水道方式でやることについて大きな問題があるとして、日本共産党議員団は指摘しました。コミュニティ・プラントや合併浄化槽の活用を求めてまいりました。ことし4月から供用が開始され、宅地面積、平米当たり400円の受益者負担金は、住民にとって大きな負担です。下水道を利用しないのになぜ払わなければいけないのか、矛盾が出ております。また、受益者負担金を取らない料金制度にした自治体もあります。この大規模事業は、市民の皆さんに大きな負担を強いるものであることが今ますますはっきりしております。このままこうした事業を続けていくことに関しては、やはり大きな問題があると考えます。この計画を見直していくことが必要だと思います。

以上の理由で認定第8号には反対をいたします。

○議長（大宮吉満君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第8号を採決いたします。

認定第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第8号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第28・認定第9号（討論・採決）

### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第28・認定第9号：平成21年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

13番・真野和久議員、どうぞ。

### ○13番（真野和久君）

認定第9号：平成21年度愛西市水道事業会計決算の認定についてへの反対討論を行います。

平成21年度の愛西市水道事業会計予算では、料金統一の試案が出される中で、佐織、八開地区の水道更新計画などの今後の事業計画を市民に明らかにし、市民の声を聞きながら料金統一を進めるように求めて私たちも賛成いたしました。

しかし、この間の中で愛西市の水道料金に関しては、合併協議では5年を目標に調整、新市において料金格差の調整を段階的に実施とされているにもかかわらず、市は出された試案を白紙にし、さらに佐織地区の給水を県水100%にし、その後に八開、佐織地区の料金の統一を図る方向を打ち出しました。県水100%導入によって、佐織地区の料金負担は今後も上昇するとともに、料金統一でさらに負担を強いるようになっては大変大きな問題となります。また、料金統一のめどが出せないならば、せめて県内で一番高い八開地区の使用料区分を見直して、高齢者世帯など使用料の少ない市民に対する負担の軽減を図るなどの必要もあると思います。以前、試案が出されたように、佐織地区の住民の皆さんに負担がかからないような計画をもとに統一を進めるとともに、今後の水道料金に関して市民にしっかりと知らせ、市民の意見を聞きながら、水道利用のあり方、料金について検討するよう求めて、反対をいたします。

### ○議長（大宮吉満君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第9号を採決いたします。

認定第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第9号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・請願第2号

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第29・請願第2号：子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願についてを議題といたします。

この件については、先ほどの常任委員長報告において、文教福祉委員長より継続審査としたい旨の報告がありました。

お諮りいたします。文教福祉委員長の報告のとおり、継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、請願第2号は、文教福祉委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・陳情第9号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第30・陳情第9号：30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、6番・永井千年議員、どうぞ。

○6番（永井千年君）

30人学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める陳情についての賛成討論を行います。

文部科学省は8月27日、新教職員定数改善計画を発表して、30年ぶりに学級編成の標準を改善し、11年度から8年計画で小学校1・2年生は30人、他の学級は35人学級を目指すことを明らかにしました。30人学級へ一歩踏み出す計画であります。

しかし、30人学級は小学校1・2年生にとどまる計画で、その実現は6年後となっています。本陳情は、特別な支援を必要とする子供、日本語教育を必要とする子供などの課題も上げながら、これまでも増してきめ細かな対応をするためには、学級規模の縮小は不可欠だとしています。小学校1・2年生にとどまらず計画を前倒しし、すべてのクラスで一日も早い30人学級の実現が求められます。また同時に、国庫負担率2分の1への復元も求められています。その

点で、大変時宜にかなった意見書の提出だと思えます。

以上、賛成理由を申し上げて討論といたします。

○議長（大宮吉満君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第9号を採決いたします。

陳情第9号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第9号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・陳情第13号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第31・陳情第13号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

陳情第13号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、賛成の討論を行います。

高等教育については、無償化が世界の流れです。日本においても、政権交代により公立高校の授業料の無償化、私立高校への就学支援金が実施されるようになりました。しかし、国の私学助成が削減されれば、財政基盤が弱まり公私の格差が拡大します。私立高校において今求められる学校改革、教育改革が進められるよう、国の私学助成の拡充を求めて、賛成の討論といたします。

○議長（大宮吉満君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第13号を採決いたします。

陳情第13号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第13号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・陳情第14号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第32・陳情第14号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

陳情第14号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、賛成の討論を行います。

今、不況による経済的な理由で退学したり、授業料を滞納するという報道があります。こういう状況の中で、公立高校の授業料の無償化や私立高校への就学支援金が実施されるようになりました。しかし、私学として、県が財政難を理由にこれまでの私学助成が削減されれば、教育条件の低下、公私の格差が拡大します。愛知の私学では、サマーセミナーなど教育改革の先進的な取り組みが行われております。将来を担う子供と教育のための予算を最優先し、公私格差をなくすためにも、また父母負担を軽減するためにも、県の私学助成の拡充を求めて、賛成の討論といたします。

○議長（大宮吉満君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第14号を採決いたします。

陳情第14号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第14号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第33・特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長と総合斎苑建設調査特別委員長から、所管事務について会議規則第102条の規定により、閉会中に継続調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。

日程の追加が必要となるため、議会運営委員会を開催していただき御協議をいただきたいと思っておりますので、暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 31 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に意見書案第 3 号：30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書について、意見書案第 4 号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について、意見書案第 5 号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

#### ○議会運営委員長（加賀 博君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に意見書案 3 件が提出されたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第 3 号から意見書案第 5 号を追加日程として本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎追加日程第 1・意見書案第 3 号（提案説明・質疑）

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、追加日程第 1・意見書案第 3 号：30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○文教福祉委員長（真野和久君）

それでは、意見書案第 3 号：30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める

意見書について、説明をいたします。

愛西市議会議長・大宮吉満殿、文教福祉委員会委員長名であります。

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

内容については、1ページをめくって、意見書案をごらんください。

簡単に説明をいたします。

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書案の内容といたしましては、平成23年度の政府予算編成に当たり、国段階における30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるように要望するものでございます。

地方自治法第99条の規定により、意見書案を提出します。平成22年9月22日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あてです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、意見書案第3号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・意見書案第4号（提案説明・質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、追加日程第2・意見書案第4号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○文教福祉委員長（真野和久君）

それでは、意見書案第4号、平成22年9月22日、愛西市議会議長・大宮吉満殿、文教福祉委員会委員長名です。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定によって提出をいたします。

内容については、1枚めくって、意見書案をごらんください。

内容についての説明ですが、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書案の内容としましては、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経費補助の一層の充実を図られるよう強く要望するものです。

地方自治法第99条の規定によって、意見書案を提出します。平成22年9月22日、愛知県愛西

市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてです。  
よろしくお願ひします。

○議長（大宮吉満君）

次に、意見書案第4号について質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第5号（提案説明・質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、追加日程第3・意見書案第5号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○文教福祉委員長（真野和久君）

意見書案第5号、平成22年9月22日、愛西市議会議長・大宮吉満殿、文教福祉委員会委員長名であります。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定によって提出をいたします。

1枚めくっていただければ意見書案がありますので、ぜひともお目を通してください。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書案の内容といたしましては、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望するものです。

地方自治法第99条の規定によって、意見書案を提出します。平成22年9月22日、愛知県愛西市議会。提出先は、愛知県知事あてです。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（大宮吉満君）

次に、意見書案第5号について質疑を行います。  
質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・委員会付託の省略について

○議長（大宮吉満君）

次に、追加日程第4・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第3号から意見書案第5号につきましては、本日が本定

例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号から意見書案第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・意見書案第3号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、追加日程第5・意見書案第3号：30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第6・意見書案第4号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、追加日程第6・意見書案第4号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第7・意見書案第5号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、追加日程第7・意見書案第5号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

8月31日から本日までの長きにわたりまして、そして多くの案件、御協議、御審議いただき、御決定をいただきまして、ありがとうございました。

今日のいろんな討論の中でも、「信頼」あるいは「責任」という言葉がたくさんありました。まさに私ども議会の皆さんもそうでもありますけれども、市民の窓口として、サービスの提供者として、私以下職員一同、心して責任と信頼を得るべく一層努力をしてみたいと思っておりますし、人のつながりというお話もありました。まさにまやかしたり偽りを言っていたら本物は生まれませんし、市民との信頼関係も本物ではなくなってしまいますし、そうしたことを

議会と市民の皆さん、私ども三者一体の中で一層職員みずから責任を持ってして、そのためには自分に厳しくないといかんということをいつも言っているわけであります。自分の置かれた立場をこれからも職員に徹底して、一層意識改革を進めてまいりたいと思っておりますし、御指摘をいただきました点は十二分に留意をして、今後の行政運営に努めてまいりたいと思っておりますし、将来を見誤らないように、またいろんな御指摘いただけたらと思っております。

そして、もうあすはC O P 10の5周年記念の植樹祭、そして25、26は加古川からの方、そして体育祭、5周年記念式典、文化祭など、本当に多くの行事をこれから予定しております。どうぞ議員の皆さんにおかれましても、それぞれのポジションで御出席をいただき、また御参加いただけたらと思っております。

暑さもまだまだのようではありますが、少しは朝・晩楽になりました。いつも申し上げます。体が一番でありますので、どうぞ健康に御留意をいただいて、今後ともそれぞれのお立場で御活躍いただきますように御祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（大宮吉満君）**

これにて平成22年9月愛西市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後2時57分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

大宮吉満

会議録署名議員  
第4番議員

大島一郎

会議録署名議員  
第5番議員

下村一郎